墨田区保育所条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改 正 案	現 行
(入所資格)	[同左]
第4条 保育所に入所することができる者は、	第4条 保育所に入所できる者は、法第24条
法第24条の規定に基づき保育所における保	の規定に基づき <u>保育の実施</u> が行われることと
<u>育</u> が行われることとなった者でなければなら	なった者でなければならない。
ない。	
付 則	付 則
1 この条例の施行期日は、墨田区規則で定め	〔同左〕
る 。	
2 次の表の左欄に掲げる保育所の位置は、平	〔新設〕
成22年4月1日から墨田区規則で定める日	
までの間は、別表の規定にかかわらず、当該	
<u>右欄に掲げるとおりとする。</u>	
<u>名 称</u> <u>位 置</u>	
<u>墨田区花園保育園</u> <u>墨田区東向島一丁目 4</u> <u>番 4 号</u>	

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。